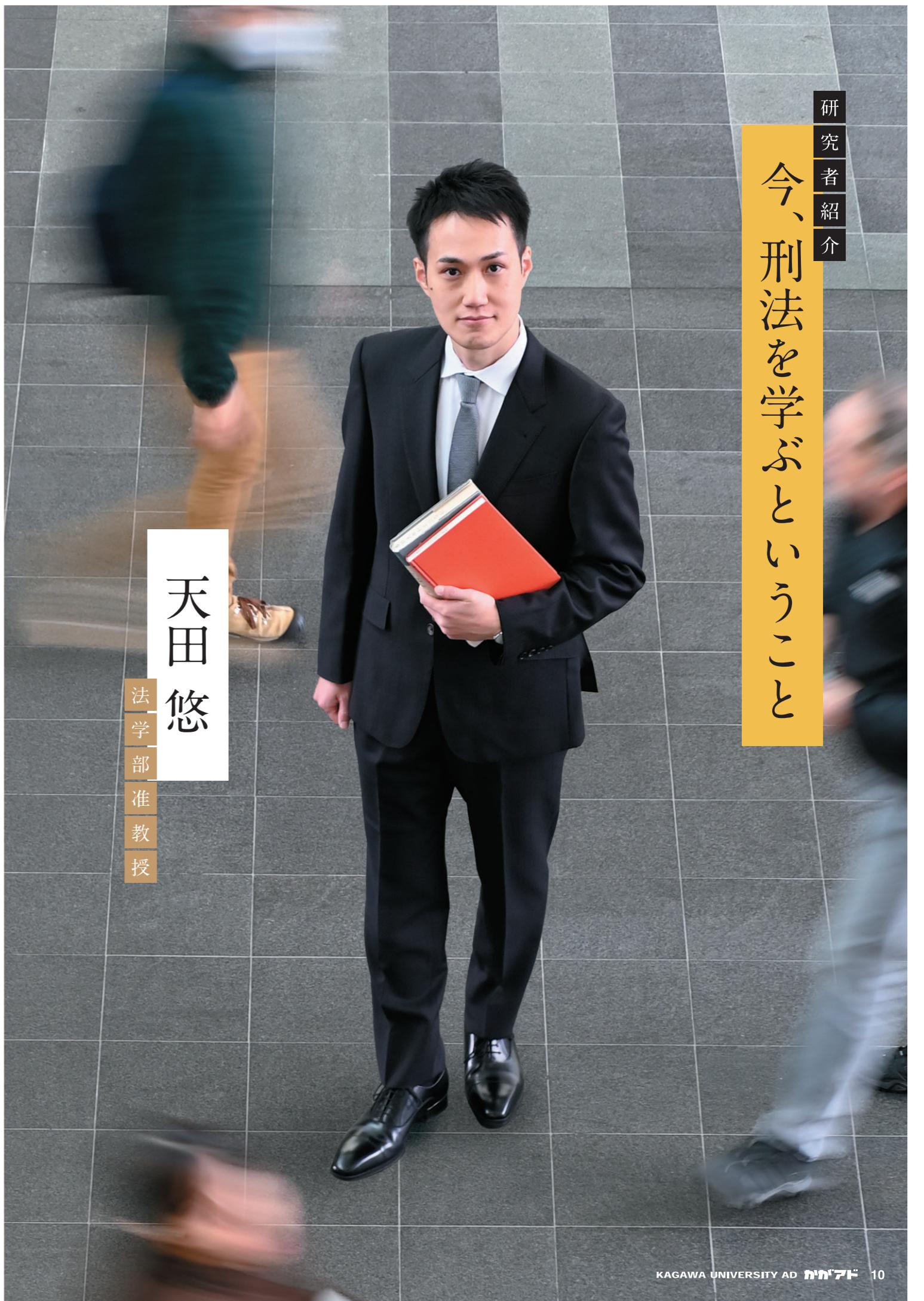


# 今、刑法を学ぶということ



## 医療と刑法の繋がりを考える

私の専門は刑法学で、その中でも医療に関する分野を研究しています。「医事刑法」という学問分野です。医事刑法が扱うテーマには、安楽死、治療中止、臨床研究、臓器移植、医療過誤などがあります。また、ここ数年は、感染症をめぐり新たな問題が生じています。例えば、次のような事例です。

— 患者AとBが、病院に同時に搬送されてきた。AもBも、ただちに人工呼吸器が装着されなければならないほど重篤な状態にあるが、病院に現在空きのある人工呼吸器は1台しかない。医師Xは、Aに人工呼吸器を使用すると決め、治療の結果、Aの命は救われた。一方、人工呼吸器が装着されなかつたBは死亡した。

これは、トリアージュが問題となる事例です。トリアージュとは、災害時に多数の負傷者・疾病者が同時にいる状況で、医療機関のキャパシティを考慮し、治療や搬送の優先順位を決めることがあります。従来、この事例の解決は、それほど頻繁には話題とされませんでした。「現実には滅多に起こらない事例だろ」と考へられてきましたからです。しかし、コロナ禍や多くの自然災害を経て、トリアージュは、私たちの身近に起ころう」と考へられてきたからです。いろいろな問題として認識されるようにな

りました。このように医事刑法は、生命や健康といった人の大切なものを扱う学問分野だといえます。

## 法的に物事を考えることの楽しさ・悩ましさ

皆さんの中には、ネットやTVの報道で事件に触れ、その動向に興味をもつた方もいるのではないでしょうか。例えば、「あの事件の犯人が無罪／有罪になつた」と耳にして、その結論に共感したり、逆に疑問に思つたりしたという経験です。その際、犯人を無罪／有罪とする「ものさし」となるのが刑法です。

ただ、刑法の条文はどれも抽象的で、そのままでは無罪／有罪の根拠にはできません。そこで、これらの抽象的な条文を、実際に起きた事件に適用できるよう解釈する必要が出てきます。刑法の授業では、条文を解釈する方法を学びます。具体的には、過去に裁判となつた事例を取り上げ、どのような罪に問われるかを考えてもらいます。実際の事例を通して考へ、意見を交換することができます。また、法的に物事を考へる力が身につきます。その際、受講生の間で意見が分かれの場合もあります。ただ、刑法は生命・身体・自由・財産といった人の重要な利益を扱う学問ですから、意見が食い違うことは当然ともいえます。「なぜ相



法学部准教授  
あまだ ゆう  
天田 悠

東京都板橋区出身。早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了。日本学術振興会特別研究員、早稲田大学助教を経て、2019年4月より現職。

